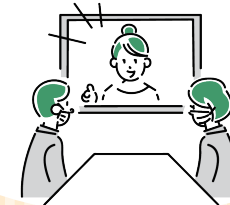


Zoom

# 行政書士 オンライン 遺言・相続相談

遺言書の作り方が分  
からない／誰が被相続人  
なのか分からない／遺産分割  
で争いたくない／不動産の名  
義変更が必要／実家が空き  
家になってしまうなど



どこに居ても

お手持ちのパソコンやスマホから

ご相談が可能になりました！

この機会にぜひご利用ください

行政書士 飛永真由美事務所

〒866-0844 熊本県八代市旭中央通 16 番地 12  
TEL:0965-34-5101 FAX:0965-51-4114

ホームページはこちら

<https://tobinaga.info/>



# 遺言書作成の必要性・重要性



## 1. 遺言とは

遺言者が、所有する不動産や預貯金を誰に相続させるのかを意思表示するものです。特に不動産は、一般的に分割ができず、誰に引き継いで貰うか?を決めておきます。(例: A 土地は長男に、B 土地は二男に相続させる)

## 2. 遺言書の種類

大きく分けて「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。

①「自筆証書遺言」とは、全ての遺言書を、遺言者の自筆で書くことです。

尚、令和 2 年 7 月から、法務局で自筆証書遺言を預かる「遺言書保管制度」が始まりました。これを利用すると、全部を自筆で書くことなく、財産目録等はパソコンでの作成も可能となり、裁判所での検認も不要となりました。しかし、法務局では、遺言の内容に関する質問や相談に応じることは出来ず、遺言内容に不備がある場合は「無効」になる可能性もあります。

②「公正証書遺言証書」とは、公証役場で作成されるものです。

公証役場は、公証人が公証業務(会社等の定款認証、遺言書作成等)を行う公的機関(法務省管轄)です。公正証書とは、法務大臣に任命された公証人が作成する公文書であり、公証人とは、裁判官や検察官、法務局長などを永年勤め選ばれた法律の専門家です。「公正証書」は、証明力・執行力・安全性・信頼性に優れています。

## 3. 遺言の必要性が高いケース

ほとんどの場合において、残される家族が困らないように、遺言者の財産を承継させる準備しておく必要があると思われます。中でも、以下の場合は遺言を残しておく必要があります。

①夫婦間に子どもがない場合、②再婚をし、先妻の子と後妻がある場合、③内縁の妻の場合、④家業を承継させたい場合、⑤相続人がいない場合、その他特別世話になった人にお礼に財産を譲りたいときや、お寺や教会、社会福祉団体等へ寄付したいときなどがあります。

### ●主な業務内容

公正証書遺言書作成サポート／遺言執行手続／相続人調査／  
相続関係説明図または法定相続情報作成／遺産分割協議書作成

## 事務所概要

大変な時こそ  
ご相談ください!



ご家族が亡くなると、それに伴う様々な手続きや届け出が必要になります。法律事務所勤務時代に、遺言書さえあれば、相続人間の遺産分割争いはなかったと思われる事案が沢山ありました。また、公正証書遺言書作成の証人として立ち会った経験から、遺言書は決して特別な方の為だけではなく、誰もが終活の一環として作成することが重要であると分かりました。相続が開始した時に執行力のある公正証書での遺言書作成がベストなのです。

行政書士

飛永真由美事務所

日行連 登録番号  
第 13430428 号

〒866-0844 熊本県八代市旭中央通 16 番地 12  
TEL:0965-34-5101 FAX:0965-51-4114  
メールアドレス: officetobinaga@gmail.com

Zoom

顔見<sup>て</sup>安心  
遺言・相続相談

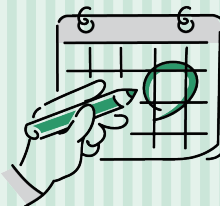
SCAN



## ご利用の流れ

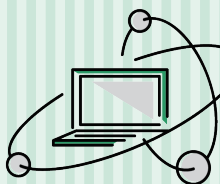
STEP 1 お手持ちのスマートフォンやタブレット端末で、右記のQRコードをスキャンして、当事務所のホームページにアクセスしてください。

※ホームページ <https://tobinaga.info/>



STEP 2 事前予約フォームまたはお電話で、ご都合の良い日時をお知らせください。ご予約内容の確認後、改めてご連絡いたします。

STEP 3 ご予約当日になりましたら、再度当事務所のホームページにアクセスしてください。「お名前」を入力後「参加」ボタンをクリックしてください。



STEP 4 画面が切り替わりましたら「Join」ボタンをクリックしてください。※「会議は開始されていません」と表示される場合は、「ウェブで Zoom ミーティング」ボタンをクリックできるようになるまで、そのままお待ちください。

STEP 5 STEP3で入力されたお名前とご予約内容の確認後、接続の許可を行います。画面上に映像が表示され音声が出力されましたら準備完了です。

お電話で事前予約



0965-34-5101  
電話受付 9:00 ~ 18:00

